

ワークスしんあい運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人親愛会が設置するワークスしんあい（以下、「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成17年11月7日法律第123号。以下「法」という。）第28条第1項第6号に規定する生活介護、同条第2項第3号に規定する就労継続支援B型の適切な運営を確保するために必要な人員及び管理・運営に関する事項を定め、障害福祉サービス（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の円滑な運営管理を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 事業所は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 前3項のほか、川越市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第38号）及び川越市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年規則第26号）（第5条第1項において「条例等」という。）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 ワークスしんあい

(2) 所在地 埼玉県川越市中台南1丁目4番地7

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 障害福祉サービス共通

一 管理者 1名（常勤・兼務）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるとともに必要な指揮命令を行うものとする。

二 サービス管理責任者 1名（常勤・兼務）

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成業務のほか、事業所に対する利用申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うも

のとする。

(2) 就労継続支援B型

一 生活支援員 1名（常勤・非常勤）

生活支援員は、日常生活上の支援を行うとともに、個別支援計画に基づきサービスの提供を行うものとする。

二 職業指導員 1名（常勤・非常勤）

職業指導員は、個別支援計画に基づき、適切な就労移行支援の提供を行うものとする。また、生産活動の提供及び職場実習の開拓を行い、就職後も職場定着を図るための支援を行うものとする。

(3) 生活介護

一 生活支援員 7名（常勤・非常勤）

生活支援員は、日常生活上の支援を行うとともに、個別支援計画に基づきサービスの提供を行うものとする。

二 看護師 1名（常勤・非常勤・兼務）

看護師は、利用者の診療の補助及び看護ならびに利用者、職員の保健衛生管理に従事する。

2 前項の員数については、厚生労働省令で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日及び年度当初に別紙により管理者が定めた日とする

(2) 営業時間 午前9時00分から午後4時00分までとする

（利用定員）

第6条 事業所の定員は次のとおりとする。

定員 40名（うち就労継続支援B型20名、生活介護20名）

（障害福祉サービスを提供する主たる障害者）

第7条 事業所において障害福祉サービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 知的障害者（知的障害者福祉法（昭和35年3月31日法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。）

(2) 精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第123号）第5条に規定する精神障害者のうち18歳以上である者をいう。）

(3) 厚生労働大臣が定める難病患者等

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、川越市の全域とする。

（障害福祉サービスの内容）

第9条 障害福祉サービスの内容は以下のとおりとする。

(1) 就労継続支援B型

一 生産活動の機会の提供

二 就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等の提供

三 施設外就労・施設外支援の実施

四 その他利用者の支援に関すること

(2) 生活介護

- 一 食事・排泄等の介護、日常生活上の支援
- 二 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供
- 三 前2号を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- 四 その他利用者の支援に関すること

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 障害福祉サービスを提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者等から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 事業所は、前項の支払を受けるほか、障害福祉サービスにおいて提供する便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 昼食 660円 (希望者に限る)

(2) 旅行費 実費

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

4 第1項及び第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収書(第1項については受領証)を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとする。

(提供拒否の禁止)

第11条 事業所は、正当な理由なく障害福祉サービスの提供を拒んではならないものとする。

(受給資格の確認)

第12条 事業所は、障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確かめるものとする。

(訓練等給付費・介護給付費の支給の申請に係る援助)

第13条 事業所は、障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込があった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費・介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助をおこなうものとする。

(心身の状況等の把握)

第14条 事業所は、障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、サービス提供の開始に際し、利用者、その家族及び市町等に対し利用者の状況を必要に応じ確認することとする。

(サービス提供の記録)

第15条 事業所は、障害福祉サービスを提供した際は、その提供日、内容、利用者負担額その他必要な事項を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(訓練等給付費・介護給付費の額に係る通知等)

第16条 事業所は、法定代理受領により市町村から障害福祉サービスに係る費用の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者等に係る訓練等給付費・介護給付費の額を通知するものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない障害福祉サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した障害福祉サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対し交付する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第17条 障害福祉サービスの提供を受ける際に当たっては、利用者は生活のルールを守り適正な設備使用に努めるものとする。

(個別支援計画の作成等)

第18条 サービス管理責任者は利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者の希望する就労及び生活やその課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での個別支援計画等の作成をする。

(相談及び援助)

第19条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(訓練)

第20条 事業所は、利用者の心身の状況及びその有する能力や利用者の希望する就労の状況に応じ、利用者の就労支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行なうものとする。

(生産活動及び施設外活動の支援方針)

第21条 事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努める。

2 事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うこととする。

3 事業所は、利用者の一般就労への移行や工賃の引き上げを図るため、利用者の状況を踏まえ、施設外就労及び施設外支援の取り組みを実施する。

(工賃の支払)

第22条 事業所は、利用者に事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。就労継続支援B型事業の利用者に支払われる一月あたりの工賃の平均額は三千円を上回る額とする。また工賃の水準を高めるよう努める。

2 事業所は、年度ごとに工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告することとする。

(職場実習の実施)

第23条 事業所は、利用者が個別支援計画に沿って実習できるよう、実習の受入先の確保に努める。

2 事業所は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携して利用者の就労に対する適性や要望に応じた職種・実習の受け入れ先の確保に努める。
(求職活動の支援の実施)

第24条 事業所は、公共職業安定所での求職登録等、利用者が行う求職活動の支援に努める。

2 事業所は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携して、利用者の就労に関する適正や要望に応じた職業開拓に努める。
(職場定着のための支援の実施)

第25条 事業所は、利用者の職場定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6ヶ月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努める。
(緊急時等における対応方法)

第26条 事業所は、障害福祉サービスを提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。
(非常災害対策)

第27条 事業所は、障害福祉サービスを提供中に天災及びその他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。防災管理者は、非常災害に関する具体的計画を立て、従業者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。また、災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行うものとする。

(契約時の書面の交付)

第28条 事業所は、利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した書面を交付して説明を行うものとする。

2 契約締結に際しては、提供する障害福祉サービスの内容、苦情受付窓口等を記載した文書を交付するものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第29条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知することとする。

- (1) 正当な理由なく障害福祉サービスの利用に関する支持に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費・介護給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(身体拘束の禁止)

第30条 事業所は、障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第31条 施設は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止委員会の年1回以上の開催

(勤務体制の確保等)

第32条 管理者は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3箇月以内
- (2) 継続研修 年2回

(衛生管理等)

第33条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備、備品又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努める。

(協力医療機関等)

第34条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくものとする。

協力医療機関名： 関本記念病院（内科）

(掲示)

第35条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障害の種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第36条 従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に明記する。

(情報の提供等)

第37条 事業所は、利用者が適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努める。

2 事業所が広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようにする。
(利益供与等の禁止)

第38条 事業所は、相談支援事業を行う者もしくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して当該障害福祉サービス事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 事業所は、相談支援事業を行う者もしくは他の障害福祉サービス事業者又はその従業者から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情解決)

第39条 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び入所者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び入所者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 事業所は、都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。

7 事業所は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携)

第40条 事業所は、その事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第41条 事業所は、利用者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 利用者に対する障害福祉サービスの提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(会計の区分)

第42条 事業所は、事業所ごとに経理を区分するとともに、就労移行支援事業の会計と就労継続支援B型事業の会計と生活介護の会計、その他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第43条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 事業所は、利用者に対する障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該障害福祉サービスを提供した日から5年間保存する。

第18条に規定する個別支援計画

第23条に規定する提供したサービス内容の記録

第29条に規定する市町村への通知に係る記録

第30条に規定する身体拘束等に係る記録

第38条に規定する苦情の内容の記録

第40条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他)

第44条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、理事会において定めるものとする。

附 則

1 この規定は、平成19年6月1日から施行する。

2 平成20年7月1日一部改正（生活介護事業の追加）

3 平成23年4月1日一部改正（虐待防止措置の項目の変更他）

4 平成24年4月1日一部改正（従業者の員数変更、営業日表記の変更他）

5 平成25年4月1日一部改正（法律名の変更、営業日表記の変更他）

6 平成25年12月24日一部改正（主たる対象者の追加）ただし、平成25年4月1日に遡って施行する。

7 平成27年3月28日一部改正（従業者の職種の変更 医師削除、従業者の員数変更）ただし、従業者の職種の変更、医師削除については平成26年10月1日に遡って施行する。

8 令和元年7月1日一部改正（就労移行支援の廃止、就労継続支援B型の定員変更）

9 令和元年10月1日一部改正（根拠法の訂正、旅行費追加等）

10 令和3年4月1日一部改正（従業者の職種の変更、従業者の員数及び表記の変更）

11 令和4年4月1日一部改正（食費の額の変更、虐待防止委員会の規定の追加）